

เรื่อง คุณสมบัติ หลักเกณฑ์ และเงื่อนไข สำหรับการตรวจลงตราประเภทคนอยู่ชั่วคราวเป็นกรณีพิเศษ
ตามมาตราการกระตุ้นเศรษฐกิจและการลงทุน โดยการดึงดูดชาวต่างชาติที่มีศักยภาพสูงสู่ประเทศไทย

非公式訳

投資委員会布告

第 Por. 2/2565 号

件名：裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく
長期滞在ビザの資格、基準、および条件

内閣が仏暦 2564 年（2021 年）9 月 14 日および仏暦 2565 年（2022 年）5 月 10 日の閣議で裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置を承認し、k 長期滞在ビザ（long-term resident visa：LTR Visa）の基準および条件を承認しており、基準および条件の布告発行を投資委員会事務局に委任する。

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条の権限に基づき、投資委員会事務局は以下のように発布する。

第 1 項 本布告において外国人とは

1.1 裕福な地球市民、裕福な年金受給者、タイを拠点に働きたい者、および高度なスキルを持つ専門家である、仏暦 2565 年（2022 年）5 月 25 日付内務省告示「裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく特定な王国内の一部外国人の滞在許可」に基づきタイ国滞在の許可を申請したい富裕外国人

1.2 第 1.1 項に基づく外国人の合法的な配偶者および合法的な 20 歳未満の子供

第 2 項 第 1 項に基づく外国人を対象とした裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく長期滞在ビザ（Long-Term Resident Visa）の資格、基準、および条件を以下のように指定する。

2.1 裕福な地球市民（Wealthy Global Citizen）

2.1.1 最低 500,000 米ドルである申請者名義でのタイ国内投資の証拠を提示すること。尚、申請日の前に投資するまたは所有権を持ち、かつ以下のいずれかまたは複数の投資であること。

(1) 財務省により発行され、申請日時時点で国債の満期が 5 年以上残っていなければならないタイ国国債（Government Bond）

(2) タイ証券取引等監督委員会事務局に登録されたまたは関連機関により認定された、株式会社もしくは公開有限会社への直接投資、またはベンチャーキャピタル会社（Venture Capital Company）もしくはプライベート・エクイティ・トラスト（Private Equity Trust）を運営する会社への投資

(3) タイの不動産

2.1.2 申請日時点の過去 2 年間で個人所得が平均で 80,000 米ドル/年以上である証拠を提示すること。

2.1.3 申請日時時点で 100 万米ドル以上の国内外資産を有する財政能力の証拠を提示すること。

2.1.4 タイでの治療を保証する最小補償範囲が 50,000 米ドル以上かつ資格証明書発行日時時点で保険期間が 10 カ月以上残っている医療保険証券、またはタイでの治療を保証する社会保障給付、またはタイ国内もしくは国外の口座に申請日まで少なくとも 12 カ月間保持されている 100,000 米ドル以上の預金を提示すること。

2.1.5 移民法が禁止している行為を犯していない者とする。

2.2 裕福な年金受給者 (Wealthy Pensioner)

2.2.1 申請日時時点で 50 歳以上であり、かつ定年退職者でなければならない。

2.2.2 以下のいずれか申請者の名義での投資および/または個人所得の証拠を提示すること。

2.2.2.1 申請日時時点で 80,000 米ドル/年以上である年金受給および/または個人所得

2.2.2.2 申請日時時点で 80,000 米ドル/年未満で 40,000 米ドル/年以上である年金受給および/または個人所得、および最低 250,000 米ドルである申請者名義でのタイ国内への投資家。尚、申請日の前に所有権を持ち、かつ以下のいずれかまたは複数の投資であること。

(1) 財務省により発行され、申請日時時点で国債の満期まで 5 年以上残っていないタイ国債 (Government Bond)

(2) タイ証券取引等監督委員会事務局に登録されたまたは関連機関により認定された、株式会社もしくは公開有限会社への直接投資、またはベンチャーキャピタル会社 (Venture Capital Company) もしくはプライベート・エクイティ・トラスト (Private Equity Trust) を運営する会社への投資

(3) タイの不動産

2.2.3 タイでの治療を保証する最小補償範囲が 50,000 米ドル以上であり、かつ資格証明書発行日時時点で保険期間が 10 カ月以上残っている医療保険証券、またはタイでの治療を保証する社会保障給付、またはタイ国内もしくは国外の口座に申請日まで少なくとも 12 カ月間保持されている 100,000 米ドル以上の預金を提示すること。

2.2.4 移民法が禁止している行為を犯していない者とする。

2.3 タイを拠点に働きたい者 (Work-From-Thailand Professional)

2.3.1 以下のいずれか最低個人所得の証拠を提示すること。

2.3.1.1 申請日時時点の過去 2 年間で個人所得が平均で 80,000 米ドル/年以上である。

2.3.1.2 申請者が修士以上の学位を持っているか、知的財産を所有しているか、シリーズ A の資金 (100 万米ドル以上の、シードステージ (Seed Fund) を経過した成長フェーズでのスタートアップ企業の資金調達) を受け取っている場合、申請前の過去 2 年間の個人所得が平均で 40,000 米ドル/年以上である証拠を提示すること。

2.3.2 以下のいずれか海外の雇用主と働く証拠を提示すること。

2.3.2.1 証券取引所に上場している会社

2.3.2.2 少なくとも3年間運営されており、申請日までの過去3年間で合計1億5,000万米ドル以上の収益を上げている会社

2.3.3 申請日までの過去10年間以内に現在の雇用の関連分野での少なくとも5年の実務経験を有する証拠を提示すること。

2.3.4 タイでの治療を保証する最小補償範囲が50,000米ドル以上であり、かつ資格証明書発行日時点で保険期間が10カ月以上残っている医療保険証券、またはタイでの治療を保証する社会保障給付、またはタイ国内もしくは国外の口座に申請日まで少なくとも12カ月間保持されている100,000米ドル以上の預金を提示すること。

2.3.5 移民法が禁止している行為を犯していない者とする。

2.4 高度なスキルを持つ専門家 (High-Skilled Professional)

2.4.1 タイ国内企業、またはタイに転勤させる海外企業との雇用契約もしくはサービス契約を提示する、または高等教育機関、研究機関、専門訓練機関、もしくはタイ政府機関で働く証拠を提示すること。尚、以下の対象産業における事業で働くこと。

- (1) 次世代自動車
- (2) スマート電子機器
- (3) 高品質で豊かな観光
- (4) 農業・バイオテクノロジー
- (5) 高付加価値の食品加工
- (6) ロボット
- (7) 航空宇宙
- (8) バイオ燃料・バイオケミカル
- (9) デジタル
- (10) 医療ハブ
- (11) 国防
- (12) 廃棄物からの燃料製造、水資源管理など、サーキュラーエコノミー (Circular Economy) に直接かつ著しく支援する産業
- (13) 対象産業のための人材育成および研究開発
- (14) 対象産業に関する国の競争力強化政策委員会が同意した、20カ年国家戦略に沿ったその他の対象産業

2.4.2 以下のいずれか最低個人所得の証拠を提示すること。

2.4.2.1 申請日時点の過去2年間で個人所得が平均で80,000米ドル/年以上である。

2.4.2.2 申請者が科学技術の修士以上の学位もしくは相当する学位を持っているか、タイでの職務に関連する専門知識を持っている場合、申請前の過去2年間の個人所得が平均で40,000米ドル/年以上である証拠を提示すること。

尚、科学技術の定年退職者の場合は、退職前の2年間の個人所得が平均で40,000米ドル/年以上である証拠を提示することができる。

2.4.2.3 申請者がタイ政府の高等教育機関、研究機関、専門訓練機関、もしくはタイ政府機関で働く場合、最低個人所得の証拠を提出する必要がない。

2.4.3 申請日までの過去 10 年間以内に対象産業での少なくとも 5 年の実務経験を有する証拠を提示すること。但し、博士号以上もしくは相当する学位を持っている者、またはタイ政府の高等教育機関、研究機関、専門訓練機関、もしくはタイ政府機関で働く者は除く。

2.4.4 タイでの治療を保証する最小補償範囲が 50,000 米ドル以上であり、かつ資格証明書発行日時点で保険期間が 10 カ月以上残っている医療保険証券、またはタイでの治療を保証する社会保障給付、またはタイ国内もしくは国外の口座に申請日まで少なくとも 12 カ月間保持されている 100,000 米ドル以上の預金を提示すること。

2.4.5 移民法が禁止している行為を犯していない者とする。

2.5 扶養家族

2.5.1 第 1.1 項に基づく外国人の合法的な配偶者および合法的な子供である証拠を提示すること。

2.5.2 タイでの治療を保証する最小補償範囲が 50,000 米ドル以上であり、かつ資格証明書発行日時点で保険期間が 10 カ月以上残っている医療保険証券、またはタイでの治療を保証する社会保障給付、またはタイ国内もしくは国外の第 1.1 項に基づく外国人名義もしくは扶養家族名義の口座に申請日まで少なくとも 12 カ月間保持されている一人につき 25,000 米ドル以上の追加預金を提示すること。

2.5.3 移民法が禁止している行為を犯していない者とする。

第 3 項 第 2 項の資格を有し、かつ王国内の滞在許可およびその他の恩典を得た外国人は、内務省、入国管理局、関連政府機関が定めた基準、手続き、および条件に従うこと。

尚、只今より有効とする。

公布日：仏暦 2565 年（2022 年）6 月 30 日

ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット

（ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット）
投資委員会長官